

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月4日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	岐阜市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.gifu.lg.jp/2900.htm

執行機関名 岐阜市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	岐阜市営住宅管理条例(平成3年岐阜市条例第24号)による準公営住宅(同条例第2条第1号イに規定する準公営住宅をいう。以下同じ。)又は市単住宅(同条第2号アに規定する市単住宅をいう。以下同じ。)若しくは建替推進住宅(同号イに規定する建替推進住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		岐阜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年岐阜市条例第54号)別表第1の3の項 岐阜市営住宅管理条例(平成3年岐阜市条例第24号)による準公営住宅(同条例第2条第1号イに規定する準公営住宅をいう。以下同じ。)又は市単住宅(同条第2号アに規定する市単住宅をいう。以下同じ。)若しくは建替推進住宅(同号イに規定する建替推進住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第百九十三号)第1条	岐阜市営住宅管理条例(平成3年岐阜市条例第24号)第1条、第2条第1号イ

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、 <u>国民生活の安定と社会福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)に基づく住宅及び共同施設並びに本市が市民のために設ける住宅及び共同施設の設置及び管理に関し法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 一般市営住宅 次に掲げる市営住宅及びその附帯施設をいう。 ア 公営住宅 法第2条第2号に規定する住宅 イ <u>準公営住宅</u> 第6号に規定する特定公共賃貸住宅の用途を廃止した住宅で、<u>公営住宅に準じた賃貸</u>をするため市が設置するもの ウ 改良住宅 改良法第2条第6項に規定する住宅 (2) 特別市営住宅 次に掲げる市営住宅及びその附帯施設をいう。 ア 市単住宅 前号及びイに規定するもの以外の市営住宅(管理人住宅及び店舗を含む。) イ 建替推進住宅 地域リロケーション住宅の供給について(平成10年4月8日付け建設省住備発第36号住宅局長通知)第1第5号に規定する住宅 (3) 共同施設 児童遊園、集会所、駐車場及び管理事務所並びに市営住宅の入居者の共同の利用に供するために設置した施設をいう。 (4) 市営住宅建替事業 法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業に該当するもの及びこれに準じて市が施行する事業をいう。 (5) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。 (6) 特定公共賃貸住宅 岐阜市特定公共賃貸住宅条例(平成6年岐阜市条例第51号。以下「特公賃条例」という。)第2条第1号に規定する特定公共賃貸住宅をいう。
⑦独自利用事務の関連規範		岐阜市営住宅管理条例(平成3年岐阜市条例第24号)